

高松市への権限委譲に伴う指定、更新、変更届出等について

平成23年12月14日
香川県健康福祉部長寿社会対策課

平成24年4月1日から、介護保険法等の改正、老人福祉法の改正により、事業所、施設の所在地が高松市内にある事業者について、次のサービス事務の権限が、香川県から中核市である高松市へ委譲されることとなります。指定申請、更新、変更届出等の手続を後述の4のとおりで、早めの手続をお願いします。

なお、高松市以外の市町に事業所、施設の所在地がある事業者については、香川県に事務権限があるために取扱いは従来どおりで、今回のお知らせには関係ありません。

1 権限委譲サービス事務について

(1) 介護保険法の関係

指定、更新、変更届出、報告命令、立入検査等の権限事務

ア サービスの種類

○ 居宅サービス等

- ① 訪問介護、介護予防訪問介護
- ② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護、介護予防訪問看護
- ④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
- ⑥ 通所介護、介護予防通所介護
- ⑦ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
- ⑧ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
(介護老人福祉施設に併設の上記サービスについては、既に高松市へ権限委譲済)
- ⑨ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護
- ⑩ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑪ 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与
- ⑫ 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
- ⑬ 居宅介護支援

○ 施設サービス

- ① 介護老人福祉施設 (既に高松市へ権限委譲済)
- ② 介護老人保健施設 (変更届出、報告命令等は既に高松市へ権限委譲済)
- ③ 介護療養型医療施設

(2) 老人福祉法の関係

有料老人ホームの設置等の届出の受理、報告の徴収、立入検査、改善命令

イ サービスの種類

- 有料老人ホーム

- 2 権限委譲対象事業所、施設について
高松市内に事業所、施設の所在地があるもの
- 3 施行日
平成24年4月1日
- 4 平成24年4月1日移行期までの高松市の事業所に係る申請、更新、変更届等の窓口について

(1) 介護保険法に基づく指定事務について

① 指定申請の時期

指定については、月の1日付け、15日付けで行っており、指定申請は指定予定日の1か月前までに行うこととしています。

ただし、今回の権限の移行期については、3月中の申請受付及び4月15日付けの指定は行いません。5月1日指定希望の事業者は、4月1日に高松市に申請してください。

指定予定日	申請書の提出期限	提出先	審査	手数料の徴収
H24.4.1 付け 指定については、今回のみ H24.3.31 付け で県が行う。	H24.2.29	県	県	県
H24.5.1	H24.4.1	高松市	高松市	高松市

② 指定申請書の様式

提出日	様式
～H24.2.29	県様式
H24.4.1～	高松市様式

(2) 指定居宅サービス等の事前協議について

次のサービスの種類は、指定申請前に事前協議が必要です。

- (1) 通所介護、介護予防通所介護
- (2) 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
- (3) 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
- (4) 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護
- (5) 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

① 事前協議の時期

今回、3月2日～3月31日までの協議書の受付はしません。4月1日以降

に高松市へ提出してください。

事前協議書の提出	提出先	事務処理
～H24. 3. 1	県	県が行う。
H24. 4. 1～	高松市	高松市が行う。

② 事前協議書の様式

提出日	様式
～H24. 3. 1	県様式
H24. 4. 1～	高松市様式

(3) 介護保険法に基づく指定更新について

① 指定更新の時期

更新日が4月15日までの事業所等は、県に更新申請を提出してください。
指定更新期限が3月31日付けの介護予防事業所の更新手続については、該当事業所に別途で通知していますので、それに従ってください。

指定更新予定日	申請書の提出期限	提出先	審査	手数料の徴収
H24. 4. 1～ 4. 15	H24. 3. 1	県	県	県
H24. 4. 16 ～	H24. 4. 1～	高松市	高松市	高松市

② 指定更新申請書の様式

提出日	様式
～H24. 3. 1	県様式
H24. 4. 1～	高松市様式

(4) 介護保険法に基づく変更届出、介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

① 変更届等の時期

3月16日～3月31日までの届出は受付しません。4月1日以降に高松市へ届出してください。

変更届出書等の提出	提出先	事務処理
～H24. 3. 15	県	県が行う。
H24. 4. 1～	高松市	高松市が行う。

*手数料の徴収はありません。

② 変更届出書等様式

提出日	様式
～H24. 3. 15	県様式
H24. 4. 1～	高松市様式

(5) 老人福祉法に基づく有料老人ホームの届出の受付

① 届出の時期

届出の提出	提出先	事務処理
～H24. 3. 31	県	県が行う。
H24. 4. 1～	高松市	高松市が行う。

*提出日の都合上、県で年度内に審査が完了しなかった場合は、4月以降に高松市から受理通知を送付します。

② 届出様式

提出日	様式
～H24. 3. 31	県様式
H24. 4. 1～	高松市様式

事業所、施設等の方々には、平成24年の年度の変り目の忙しい時期でご迷惑をおかけしますが、円滑に高松市へ権限委譲ができるように、早めの手続をしていただくようにご協力をお願いします。

連絡先

高松市番町四丁目1-10 県庁本館17階

(介護保険居宅サービス等)

○香川県健康福祉部長寿社会対策課 サービス指導グループ TEL 087-832-3269

(介護保険施設、有料老人ホーム)

○香川県健康福祉部長寿社会対策課 基盤整備グループ TEL 087-832-3266

平成24年4月からの高松市の担当予定課

高松市番町一丁目8-15 高松市役所本庁舎

(介護保険関係予定)

○高松市健康福祉部介護保険課 TEL 087-839-2326

(有料老人ホーム予定)

○高松市健康福祉部長寿福祉課 TEL 087-839-2346